

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の内容

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)での位置付けが、新型インフルエンザ等感染症から季節性インフルエンザと同等の5類感染症に変更されたことを踏まえ、特殊勤務手当における新型コロナウイルス感染症に係る防疫等特殊業務手当の特例を廃止する。(付則第5項～第7項)
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の一部改正(令和元年法律第46号)により、児童福祉法第12条第1項の次に1項を加える改正が、令和5年4月1日より施行されたことに伴い、同法から引用する規定を整備する。(第5条)

2 新旧対照表(議案集9ページ 議案集データ13ページ)

職員の特殊勤務手当に関する条例(平成10年3月文京区条例第7号)

改正後(案)	現行
<p>第一条～第四条 (略)</p> <p>(児童相談所業務手当)</p> <p>第五条 児童相談所業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>一 児童相談所に勤務する職員が児童福祉法第十一条第一項第二号ホに掲げる業務に従事したとき。</p> <p>二 児童相談所に勤務する職員が児童福祉法第十二条第三項に規定する業務(前号に規定する業務を除く。)を行うため家庭訪問、指導、相談等の業務に従事したとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>第六条～第十条 (略)</p> <p>付 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p><u> (削る) </u></p> <p><u> (削る) </u></p>	<p>第一条～第四条 (略)</p> <p>(児童相談所業務手当)</p> <p>第五条 児童相談所業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>一 児童相談所に勤務する職員が児童福祉法第十一条第一項第二号ホに掲げる業務に従事したとき。</p> <p>二 児童相談所に勤務する職員が児童福祉法第十二条第二項に規定する業務(前号に規定する業務を除く。)を行うため家庭訪問、指導、相談等の業務に従事したとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>第六条～第十条 (略)</p> <p>付 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p><u> (新型コロナウイルス感染症に係る防疫等特殊業務手当の特例) </u></p> <p><u> 5 保健所に勤務する職員が新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華</u></p>

<p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>付 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p><u>人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)から区民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、規則で定めるものに従事したときは、防疫等特殊業務手当を支給する。この場合において、第六条の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>6 前項に規定する手当の額は、従事した日一日につき四千円を超えない範囲内において、規則で定める。</u></p> <p><u>7 付則第五項の規定により防疫等特殊業務手当を支給する場合における第八条の規定の適用については、同条中「第三条から前条まで」とあるのは、「第三条から第五条まで、前条及び付則第五項」とする。</u></p>
--	---

3 施行期日

- (1) 公布の日から施行する。